官

成十七年一月十四日農林水産省告示第七十号 七十三号)別表二の付表第七の規定に基づき、平 に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の (オーストラリア連邦産カンキツ属植物の生果実 部を次のように改正し、公布の日から施行する。 平成二十一年一月十六日 農林水産大臣 石破

〇農林水産省告示第三十五号 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第

に改める。 物防疫機関」を「オーストラリア植物防疫機関」 ラリア」に改め、同二中「オーストラリア連邦植 ア植物防疫機関」に改め、同ア中「行われた」を ストラリア連邦植物防疫機関」を「オーストラリ め、同三中「行われた」を「行われている」に、オー 七の〇中「行われた」を「行われている」に改 六の①中「オーストラリア連邦」を「オースト

を「開始されている」に改める。 「行われている」に改め、同イ中「開始された」 九中「オーストラリア連邦植物防疫機関」を

オーストラリア植物防疫機関」に改める。

機関」を「オーストラリア植物防疫機関」に改め トラリアの」に゛オー ストラリア連邦植物防疫機 二及び四の一中「オーストラリア連邦植物防疫 を「オーストラリア植物防疫機関」に改める。

め、同二中「オーストラリア連邦の」を「オース ストラリア連邦内」を「オーストラリア内」に改 関」を「オーストラリア植物防疫機関」に、オー

トラリア (」に、オーストラリア連邦植物防疫機

の 一中 「オーストラリア連邦 (」を「オース